

令和2年4月13日

生徒および保護者 各位

北海道標津高等学校長 森 田 泰 史

新型コロナウイルス感染症感染防止対策に対応した「北海道・札幌市緊急共同宣言」
について（ご連絡）

春暖の候 皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から本校の教育活動に対しましてご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため長期間にわたり臨時休校の措置後、新学期から学校の教育活動を再開したところですが、4月8日（水）から連続して新たに10名を超す感染者が判明し、再度感染拡大の兆しが見られることから、4月12日（日）、「北海道・札幌市緊急共同宣言」（裏面をご確認ください）が発表されました。

現在、根室管内は臨時休業の対象とはなっておりませんが、引き続き、感染拡大防止に向けた取組の継続が求められています。

つきましては、生徒の健康管理とともに、こうした取組にご理解をいただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

※ご不明な点やご相談等がございましたら、職員室：教頭等までご連絡ください。

（TEL 0153-82-2364）

令和2年4月12日

北海道・札幌市緊急共同宣言

北海道と札幌市は、新型コロナウイルス感染症対策に関し、第2波とも言える感染拡大の危機を早期に収束させるため、次のとおり緊急対応を実施する。

1. 札幌市内における接触機会の低減

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、5月6日までの間、札幌市民の方には感染リスクを高めるような不要不急の外出を控えるようお願いする。

また、他の地域の方についても、感染リスクを高めるような札幌市との不要不急の往来を控えるようお願いする。

2. 繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、5月6日までの間、北海道内における繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について強くお願いする。併せて、これに伴い飲食店等が休業した場合には、国の責任の下、補償を行うことを求める。

3. 緊急事態宣言地域との往来自粛

北海道に來られた方に対し、北海道でこれまで実施してきた取組の周知徹底を図るとともに、2週間のご自身の体調に十分ご注意ください、不要不急の外出を控えるようお願いする。また、道民に対し、緊急事態宣言の対象となった都府県への往来を極力避けるようお願いする。

4. 学校及び公共施設の休業・休館

札幌市所管の小・中・高等学校等を対象とした一斉休業措置を4月14日から5月6日まで行うこととし、併せて、道所管の札幌市内及び札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校等についても同様の措置を講じる。

また、4月14日から5月6日までの間、不特定多数の人が利用する札幌市内の道及び札幌市所管の公共施設を休館する。

5. 医療提供体制の充実・強化

感染患者数の大幅な増加を想定し、患者の状態に応じて適切な医療を提供できるよう、重症患者・中等症患者に対応可能な病床の確保に取り組むとともに、重症患者等に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合に、軽症患者が宿泊施設等において療養できるよう、スピード感をもって準備を進めるなど、医療提供体制の一層の充実・強化に取り組む。

6. 道内経済への支援強化

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響が出ている観光業をはじめとした北海道経済に対して、事業継続や感染収束後のV字回復に必要な取組を道市連携して進めるとともに、国への要望を行う。